

北空知衛生センター組合火葬場設置条例

平成30年12月25日
組合条例第4号

改正 令和 6年12月20日組合条例第1号

(設置)

第1条 北空知衛生センター組合に火葬場を設置する。

(名称および位置)

第2条 火葬場の名称および位置は次のとおりとする。

名 称 北空知葬斎場

位 置 深川市一已町字一已2502番地15

(使用の許可)

第3条 北空知葬斎場を使用しようとする者は、組合長に申請し許可を受けなければならない。

(使用料)

第4条 前条の使用許可を受けた者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

(使用料の還付)

第5条 既納の使用料は、組合長が特別の理由があると認めたとときのほかは還付しない。

(使用料の減免)

第6条 組合長が、必要と認めたとときは使用料を減免することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に北空知葬斎組合火葬場設置条例(昭和48年組合条例第11号)の規定によりされた申請、許可その他の手続は、この条例の相当規定によりされた手続とみなす。

附 則 (令和6年12月20日組合条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用申請にかかる使用料から適用し、同日前の使用申請に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

区 分		単 位	使 用 料	
			組合市町民	組合市町民外
1 2 歳 以 上		一 体	27,000円	90,000円
1 2 歳 未 満		〃	13,500円	45,000円
死 産		〃	9,400円	31,500円
胞 衣 産 汚 物		一 個	1,300円	4,500円
肢 体 の 一 部 そ の 他		〃	9,400円	31,500円
改葬死体の火葬	死後3年未満	一 体	6,700円	22,500円
	死後3年以上		4,000円	13,500円

組合市町民とは、死亡等の当時、北空知衛生センター組合規約（平成30年10月26日市町村第1223号指令）第3条に規定する火葬に関する事務を共同で行う市町に住所を有している者をいう。

（令6組合条例1・一部改正）